

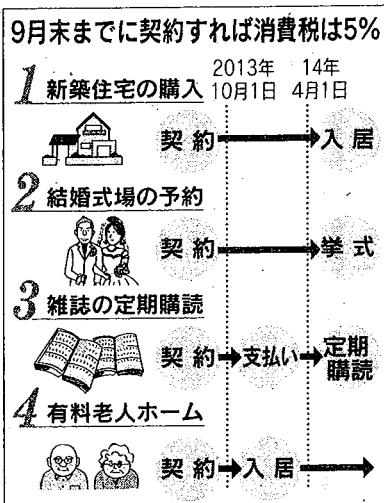
2013.9.26.

来年4月に予定される消費税率の引き上げを控え、新築住宅のほかにも9月末までに契約すれば5%の現行税率が適用される特例があることはあまり知られていない。結婚式場の予約や雑誌の定期購読などが代表例だ。

消費税は商品やサービスの受け渡し時に税金がかかるのが原則。だが税率引き上げを前に、一部に限って特例の経過措置が認められている。

住宅では、9月末までに新築の注文住宅やマンションを契約した場合、受け渡しや入居が来年4

月内契約なら「消費税5%」



月以降でも消費税率は5%で済む。購入者の注文が建物に反映していることになる。

9月末までに契約し、来年4月より前に入居すれば、4月以降のサービス申込者は多くない（大手書店チェーン）といふ。

増税前、住宅以外も特例

有料老人ホームでは、3月末までに購入しておけば5%の税率が適用される。電車の定期乗車券やプロ野球の年間予約席なども同じ扱いになる。

結婚式場・雑誌の購読・有料老人ホーム

る場合がある。一時金を払って老人ホームに住み続ける権利を得る「終身入居契約」などの条件を満たす必要がある。業界大手でも「5%据え置き」を前面に打ち出した営業はしていない」（ニチイ学館）ため、急いで契約する人は少ないようだ。小学生から高校生が対象の通信教材「進研ゼミ」（H.D.）は

月以降に契約しないプランを追加したり、人数が増えたりした場合には、契約時よりも金額が増えた部分にだけ、新しい税率（8%）がかかる。

9月末までに契約し、来年4月までに代金を支払えば5%の税率で配本を受けられる。3年などの長期契約も対象。今のところ「制度の認知が低く、申込者は多くない」（大手書店チェーン）といふ。

3月末までに購入しておけば5%の税率が適用される。電車の定期乗車券やプロ野球の年間予約席なども同じ扱いになる。